

県民健康調査「甲状腺検査【本格検査（検査5回目）】」実施計画（変更案）

1 目的

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されており、子どもたちの健康を長期的に見守るために甲状腺検査を実施する。

2 対象者

震災時福島県にお住いの概ね18歳以下であった全県民（平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民）

3 検査時期

令和2年4月から検査開始

4 新たな取組

（1）お知らせ文の改訂

検査のお知らせ等内容を見直し、検査対象者に対し、甲状腺検査のメリット・デメリットを丁寧に説明する。また、小学生・中学生向けの説明文を作成する等様々な方法により、分かりやすく周知を図っていく。

（2）インフォームド・コンセントの拡充

甲状腺検査については、一次検査においても16歳以上20歳未満の者からの自署による同意を得ることとする。

5 検査体制

（1）検査場所について

	年齢（各年度に到達する年齢）	主な検査会場
県内	9～18歳（平成14～23年度生）	各学校
	19歳以上（平成4～13年度生）	県内検査実施機関 公共施設等の一般会場
県外	全年齢（平成4～23年度生）	県外検査実施機関

（2）検査（お知らせ発送）スケジュールについて

平成4～13年度生まれの対象者には年齢（学年）ごとに（福島県内の高校・特別支援学校在籍者を除く）、平成14～23年度生まれの対象者にはこれまでどおり市町村ごとに発送する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、県内の学校での検査が令和2年1学期の間は実施を見合わせ、その後の検査においては、十分な感染症対策が必要になったことから、県内の学校での実施期間を令和2・3年度の2年間から令和2～4年度までの3年間に変更するものとする。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、学校の休校等が発生した場合には、再度計画を見直すものとする。

（具体的な検査スケジュール案は、次ページのとおり）

検査のスケジュール 案（予定）

受診者の生まれ年度	検査実施年度		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平成4(1992)年度 【H4.4.2～H5.4.1生】	28歳	29歳	30歳
平成5(1993)年度 【H5.4.2～H6.4.1生】	27歳	28歳	29歳
平成6(1994)年度 【H6.4.2～H7.4.1生】	26歳	27歳	28歳
平成7(1995)年度 【H7.4.2～H8.4.1生】	25歳	26歳	27歳
平成8(1996)年度 【H8.4.2～H9.4.1生】	24歳	25歳	26歳
平成9(1997)年度 【H9.4.2～H10.4.1生】	23歳	24歳	25歳
平成10(1998)年度 【H10.4.2～H11.4.1生】	22歳	23歳	24歳
平成11(1999)年度 【H11.4.2～H12.4.1生】	21歳	22歳	23歳
平成12(2000)年度 【H12.4.2～H13.4.1生】	20歳	21歳	22歳
平成13(2001)年度 【H13.4.2～H14.4.1生】	19歳	20歳	21歳
平成14(2002)年度 【H14.4.2～H15.4.1生】	18歳	19歳	20歳
平成15(2003)年度 【H15.4.2～H16.4.1生】	～	18歳	19歳
平成16(2004)年度 【H16.4.2～H17.4.1生】		～	18歳
～	～	～	～
平成23(2011)年度 【H23.4.2～H24.4.1生】	9歳	10歳	11歳

※年齢は各年度の到達年齢

- ア 令和2年度、令和3年度に20歳、22歳及び25歳となる対象者については、年度ごとに発送する。
- イ 令和4年度に25歳、30歳となる対象者に発送する。（節目の検査）

- 概ね18歳以下の対象者（小・中・高等学校相当の年代）
- ①福島県内の小学校、中学校、特別支援学校に在籍している方は、学校の所在する下記市町村ごとに3年間で検査を実施する。（図2）
 - ②福島県内の高等学校等（令和2年度実施校を除く）は、令和3年度からの2年間で実施する。（図3）

検査実施計画

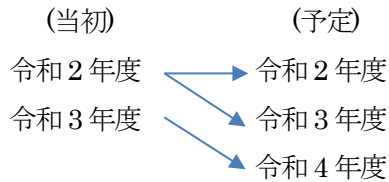


図1 検査実施計画（当初）

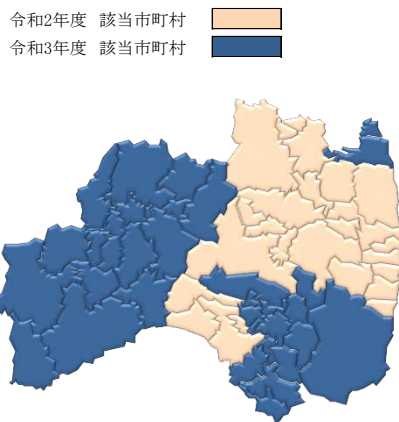


図2 県内小中校検査実施見込み（予定）

- 令和2年度 該当市町村 (orange)
 令和3年度 該当市町村 (blue)
 令和4年度 該当市町村 (red)

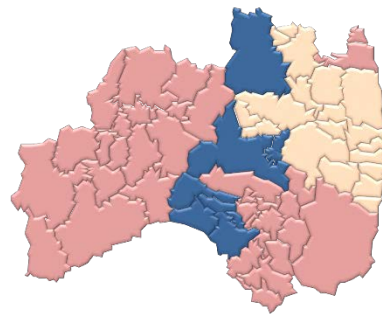


図3 県内高等学校等検査実施見込み（予定）

- 令和3年度 該当市町村 (blue)
 令和4年度 該当市町村 (red)

